

亀山市学校施設等長寿命化計画 概要版

令和 6 年（2024 年）3 月

亀山市

第 1 章 学校施設等長寿命化計画の背景・目的等

■背景と目的

本市学校施設等は、面積ベースで全体の 6 割以上の建物（約 4.6 万㎡）が築後 30 年以上経過（築 50 年以上の建物は、全体の 13%（約 1.0 万㎡））しており、老朽化が全体的に進んでいると言えます。その中で、亀山市公共施設等総合管理計画（以下「管理計画」と言います。）等の方針を踏まえ、施設の長寿命化を念頭に、目標耐用年数を 80 年とし、現在ある建物をその期間において維持しつつ、適正な改修及び建替え等の時期を設定することとします。

加えて、将来的な人口の減少等により厳しい財政状況が想定される中で、効果的な施設整備が求められることから、当該学校施設等を可能な限り長期に使用することでトータルコストの縮減や予算の平準化を図りつつ、施設の機能確保を目指します。

■計画期間

令和 6 年度～令和 17 年度の 12 年間

*実施計画期間は令和 8 年度～令和 17 年度の 10 年間とします。

*5 年程度毎に必要なに応じて計画を更新することとします。

*上位計画である管理計画では、平成 29 年度から 60 年間を計画期間としていることから、この期間を見据えて施設整備の検討を行うこととします。

■計画の位置付け

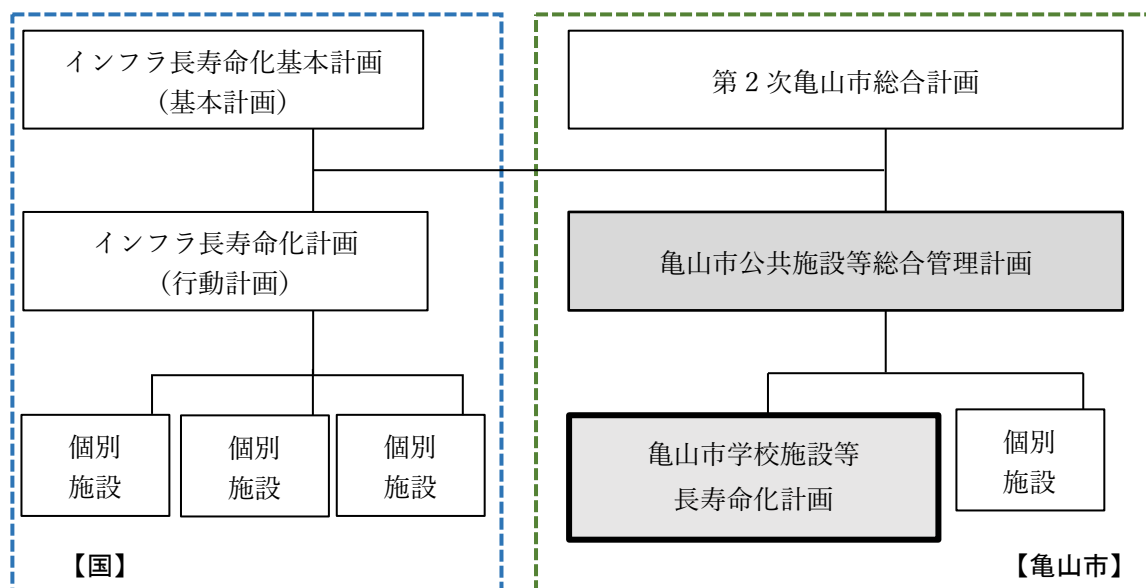


図 1 計画の位置付け

■対象施設等

対象施設：15 施設（小学校：11 校、中学校：3 校、給食センター：1 施設）

対象建物：15 施設内の 99 棟（校舎、屋内運動場、給食室、プール付属施設等）

* 倉庫は対象外とし、小規模でも児童生徒等が活用するプレハブ校舎等は対象としています。

* 白川小学校の主要木造校舎 2 棟は国の登録有形文化財に登録されているため、改修・改築等の対象としていません。

表 1 本計画の対象施設

番号	区分	施設名	所在地
1	小学校	亀山西小学校	亀山市本丸町 585 番地
2		亀山東小学校	亀山市本町一丁目 9 番 9 号
3		昼生小学校	亀山市中庄町 1405 番地
4		川崎小学校	亀山市能褒野町 77 番地 22
5		野登小学校	亀山市両尾町 2124 番地
6		白川小学校	亀山市白木町 2739 番地
7		神辺小学校	亀山市太岡寺町 1310 番地
8		井田川小学校	亀山市みどり町 52 番地
9		亀山南小学校	亀山市天神三丁目 10 番 25 号
10		関小学校	亀山市関町木崎 1416 番地
11		加太小学校	亀山市加太板屋 4569 番地
12	中学校	亀山中学校	亀山市西丸町 564 番地
13		中部中学校	亀山市田村町 75 番地
14		関中学校	亀山市関町新所 1863 番地
15	給食センター	関学校給食センター	亀山市関町木崎 860 番地

第2章 学校施設等の目指すべき姿

本計画は、「第1章 計画の位置付け」のとおり、管理計画の下位計画として位置付けを行いますが、学校施設等整備に関しては、国・県・市の上位計画及び関連計画にそれぞれ関連事項が示されており、本市における学校施設等の目指すべき姿については、これらを十分考慮した内容とする必要があります。下記に上位計画及び主な関連計画について示します。

■第2次亀山市総合計画_後期基本計画の学校施設等関連基本施策

「子どもたちの豊かな学びと成長を支える環境の充実」の施策の方向「②学びの環境の充実」における方向性

- ◆子どもたちが安全で快適な学校生活を送ることができるよう、学校施設の予防保全型管理を進めるとともに、ユニバーサルデザインへの配慮やライフサイクルコストの意識を持ちながら、学校施設の長寿命化・更新に向けた計画づくりに取り組みます。
- ◆学校における子どもたちの良好な健康状態が維持できるよう、学習環境や給食環境の充実を図ります。

■亀山市学校教育ビジョンの学校施設等関連基本施策

- 基本施策Ⅰ：夢や可能性に挑むための「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成
- 基本施策Ⅱ：新しい時代を生き抜く力の育成
- 基本施策Ⅲ：一人ひとりの学びを支える教育の推進
- 基本施策Ⅳ：子どもの未来を拓く学びの場づくり
- 基本施策Ⅴ：学びを支えるあたたかさあふれる学校づくり

■亀山市公共建築物個別施設計画の学校施設等関連基本施策

- 小学校共通【方向性：存続】
 - ◇児童数の増減を見極めながら、増改築若しくは校区変更を実施し、地域の拠点としての機能を存続します。
 - ◇給食調理室について、老朽化等により使用に支障を来たした場合には、親子方式（拠点校における複数校調理）の採用など、調理方式についての検討を行います。
 - ◇プールについて、老朽化等により使用に支障を来たした場合には、学校間での機能統合や民間施設の利用についての検討を行います。
 - ◇予防保全型管理により長寿命化を推進し、目標耐用年数の延伸を図ります。

●中学校共通【方向性：存続】

◇予防保全型管理により長寿命化を推進し、目標耐用年数の延伸を図ります。

◇生徒数の増減を見極めながら、増改築若しくは校区変更を検討し、地域の拠点としての機能を存続します。

◇体育館等の老朽化については、改築、修繕を検討のうえ、対策を講じていきます。

◇中学校給食については、総合計画前期基本計画に記述する「完全実施に向けた多面的な検討」の結果を踏まえた取組を進めます。

●関学校給食センター【方向性：存続】

◇給食提供学校は、現在3校（関中・関小・加太小）ですが、その他の学校の給食室に支障が生じた場合には、機能統合についての検討を行います。

◇予防保全型管理により長寿命化を推進し、目標耐用年数の延伸を図ります

第3章 学校施設等の実態

■学校施設等の年度別整備状況

学校施設等の建築年度ごとの施設面積の総計は、図2のとおりです。

現時点において、面積ベースで全体の6割以上の建物（約4.6万㎡）が築後30年以上経過（築50年以上の建物は、全体の13%（約1.0万㎡））しています。

なお、旧耐震基準（昭和56年5月以前建築）の建物は全体の44%を占めていますが、耐震調査及び耐震工事の実施により、建築基準法に基づく耐震性は保たれています。

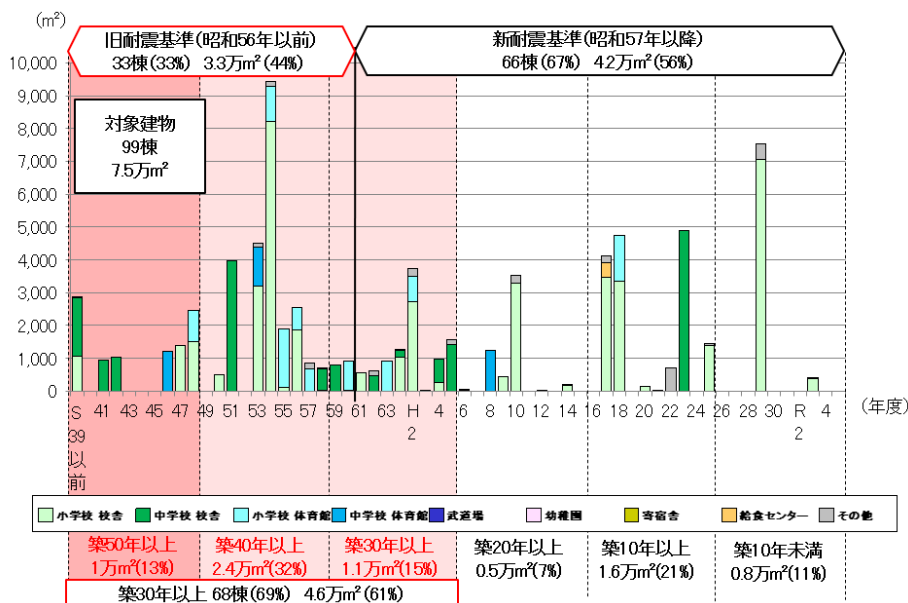


図2 建築年次別整備状況

*「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」及び「学校施設の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書」（以下「文科省解説書」といいます。）に基づき本図を作成しているため、本市学校施設等にて有さない建物（武道場、幼稚園、寄宿舎）が凡例として表示されています。

■対象施設の老朽化状況

(1) 構造躯体の健全性の評価及び構造躯体以外の劣化状況評価

現地での目視調査や図面確認、ヒアリング等を実施し、表4のとおり「屋根・屋上」「外壁」「内部仕上」「電気設備」「機械設備」の5つの部位に関してA～Dの4段階評価を行い、健全度を算出しました。

表 2 構造躯体の健全性の評価及び構造躯体以外の劣化状況等の評価例
(全対象建物の評価結果については、別表1のとおり)

建物基本情報							構造躯体の健全性			劣化状況評価						
通し番号	学校調査番号	施設名	建物名	棟番号	建築年度		築年数	耐震安全性			屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度 (100点満点)
					西暦	和暦		基準	診断	補強						
001	901	豊山西小学校	校舎	009-1	2004	H16	19	新	-	-	C	B	B	B	B	72
002	901	豊山西小学校	校舎	009-2	2005	H17	18	新	-	-	A	B	C	A	B	67
003	901	豊山西小学校	屋内運動場	011	2005	H17	18	新	-	-	B	B	B	A	B	78
004	901	豊山西小学校	給食室	009-1	2004	H16	19	新	-	-	A	A	B	A	A	91
005	902	豊山東小学校	校舎	001-1	1978	S53	45	旧	済	済	B	B	C	A	A	68

- A : 概ね良好
- B : 部分的に劣化
- C : 広範囲に劣化
- D : 早急に対応する必要がある

結果、「068 関小学校プール附属室」「095 関中学校校舎」等 3 棟でD（早急に対応する必要がある）判定が見られ、多くの建物でC（広範囲に劣化）判定が見られました。

(2) 今後の維持・更新コストの比較

各対象建物の築年数や劣化状況評価の内容等を踏まえ、今後 40 年間の維持・更新にかかる費用について、①従来型（事後保全型）と②長寿命化型（予防保全型）の 2 パターンを算出しました。

その結果については下記のとおりとなり、40 年間のトータルコスト、計画期間内のコストとその平準化等を勘案すると、長寿命化型(予防保全型)による施設管理がより効率的であると判断されます。

	40 年間のトータルコスト
従来型(事後保全型)	4 4 5 億円
長寿命化型(予防保全型)	3 4 3 億円

* トータルコストは、長寿命化改修等改修費用に加え、経常修繕費や光熱水費等維持管理費（両方とも約 7 5 億円）を含んだものとなっています。

* トータルコストは、下記コスト試算条件のとおり文科省解説書に基づく単価や改修周期から算定を行っており、実際に要する費用と異なります。

●従来型(事後保全型)：施設の機能や性能に不具合が生じてから修繕等の対策を講じる手法

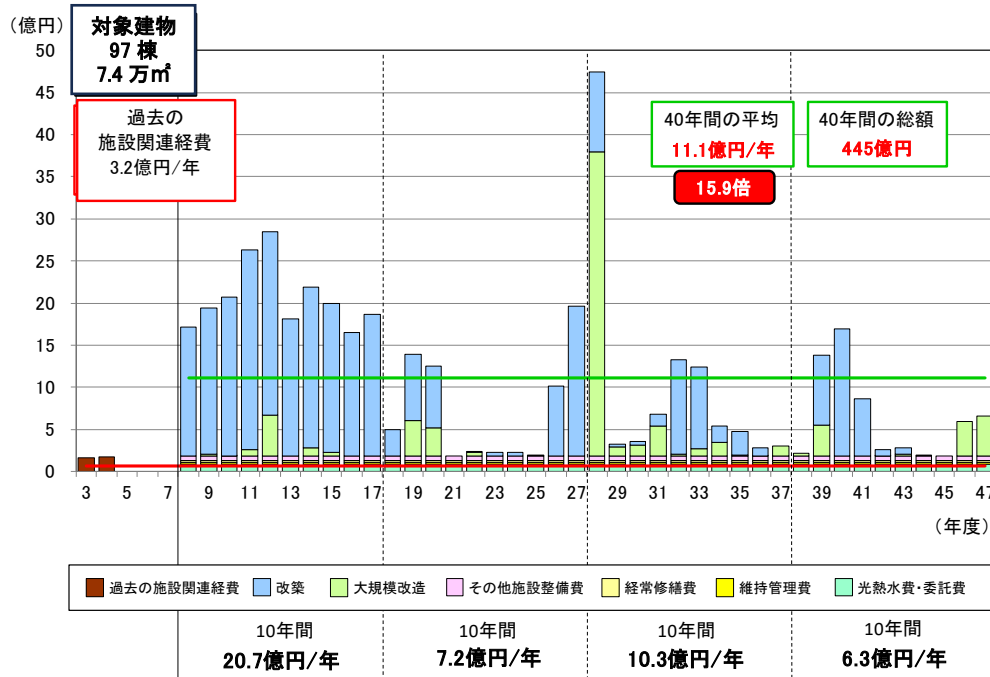


図 3 今後の維持・更新コスト(従来型)

○コスト試算条件 (事後保全型)

・基準年度：令和 8 年度	・試算期間：基準年度の翌年度から 40 年間
【改築】 ・単価：400,000 円/㎡ ・更新周期：40 年 ・工事期間：2 年 ※築 40 年以上の建物は 10 年以内に改築を実施	【大規模改造】 ・単価：100,000 円/㎡ (改築の 25%) ・実施年数：20 年周期 ・工事期間：1 年

●長寿命化型(予防保全型)：施設の機能等に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じる手法

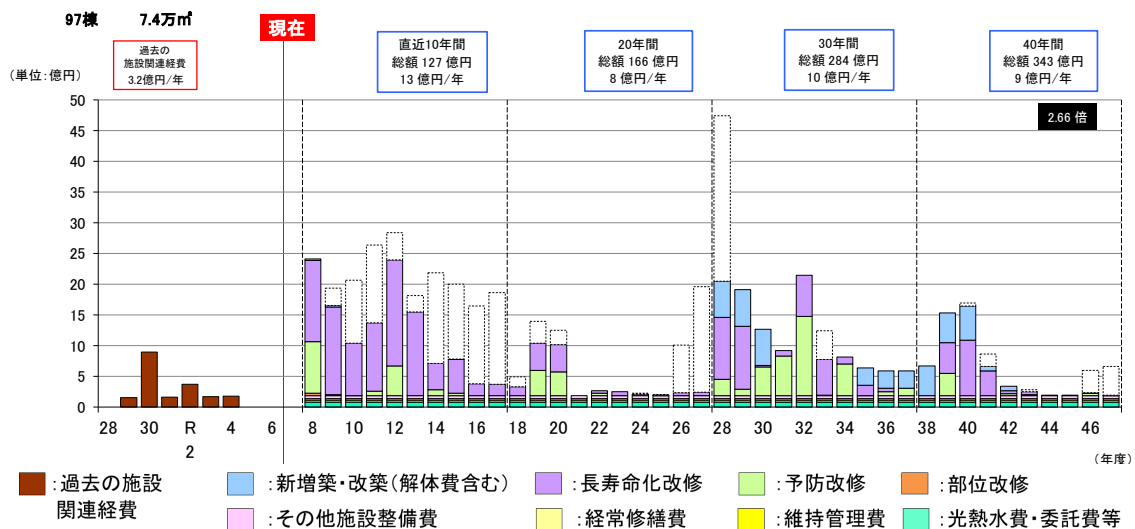


図 4 今後の維持・更新コスト(長寿命化型)

○コスト試算条件（長寿命化型）

<p>・基準年度：令和8年度 ・試算期間：基準年度の翌年度から40年間</p>	
<p>【新增築・改築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単価：400,000 円/m² ・更新周期：80 年（長寿命） ・工事期間：2 年 <p>※築 80 年以上の建物は 10 年以内に改築を実施する</p>	<p>【長寿命化改修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単価：240,000 円/m²（改築の 60%） ・改修周期：40 年 ・工事期間：2 年 <p>※築 40 年以上の建物は 10 年以内に長寿命化改修を実施する</p>
<p>【予防改修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単価：100,000 円/m²（改築の 25%） ・実施年数：20 年周期 <p>※ただし、改築、長寿命化改修の前後 10 年間に重なる場合は実施しない</p>	<p>【部位改修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・D 評価：今後 5 年以内に部位修繕を実施 ・C 評価：今後 10 年以内に部位修繕を実施 <p>※ただし、改築、長寿命化改修、大規模改造を今後 10 年間に実施する場合を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A 評価：今後 10 年以内の長寿命化改修から部位修繕相当額を差し引く

第4章 対象施設整備の基本的な方針等

■施設整備の基本的な方針

(1) 公共施設としての基本方針

劣化状況評価においてD判定が見受けられた3つの建物については、長寿命化に限らず短期的に対応することとします。それ以外の建物については、C判定が見受けられた建物を優先的に、さらにその中でも緊急度合いを勘案しながら順次長寿命化改修等を実施するとともに、対象施設全体の今後の維持管理手法を、従前の「事後保全型」から「予防保全型」にシフトし、施設の安全性を高めるとともに、学校施設等の長寿命化及び更新等にかかる費用の縮減と平準化を目指します。

なお、本計画によらず市の上位計画や方針等に基づき、他の公共施設との複合化が必要となる場合には、学校施設等の敷地や建物を活かし、学校施設等と親和性の高い他の公共施設との複合化について検討することとします。

(2) 学校内における適正規模に関する方針

小中学校とも全体的には児童生徒数の減少が見込まれますが、小中学校の統廃合は行わず、地域の拠点としての機能を存続させることを前提とします。

一方、今後の児童生徒数の減少により、空き教室や空き施設が発生する可能性があるため、児童生徒数の状況を見極めながら、施設改修の際には、学校施設内における校舎や給食施設等建物の統廃合等を含め検討することとします。

(3) 学校教育施設としての基本方針

長寿命化改修を実施するとともに、多様な学習内容・学習形態に対応できる環境の整備や施設全体のユニバーサルデザイン化、エアコン設置、内装木質化などによる生活環境の向上にかかる整備を目指すこととします。

(4) その他の方針

避難所利用に関する視点及びカーボンニュートラルの実現に関する視点も取り入れ、それぞれの整備等について検討します。

■基本的な方針にかかる条件設定

目標使用年数については、文科省解説書の方針に基づき、長寿命化による目標耐用年数を80年と設定します。改修周期については、図5のとおり設定します。

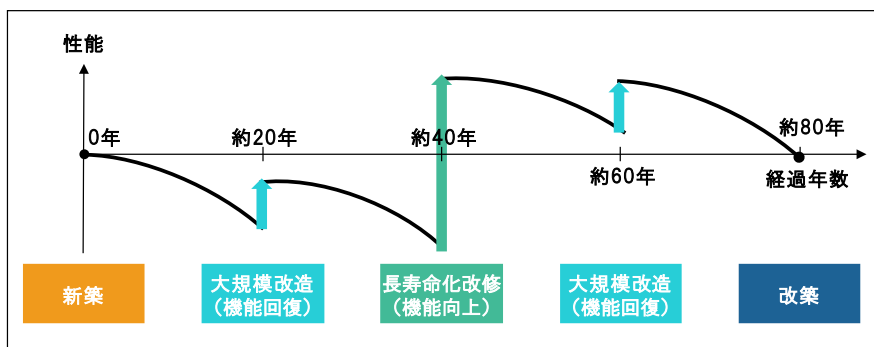


図5 改修周期の設定

■それぞれの改修の方向性

改修の方向性については、表3のとおりです。

表3 改修の方向性

1	バリアフリー化の方向性	国の事業としても推進されていますが、可能な範囲で順次改修を目指すとともに、大規模改修等の際には、それぞれの設置を検討していくこととします。
2	トイレの洋式化の方向性	学校のニーズを勘案しつつ大規模改修等の際の設置の検討を含め、順次進めることとします。
3	空調設備設置の方向性	児童生徒の学習環境、生活環境の向上、また避難所の観点から、大規模改修等の際の設置の検討を含め、順次空調設備の設置を進めることとします。
4	給食室の改修の方向性	「中学校全員喫食制給食実施に係る基本的な計画」に示すとおり、小学校の給食調理施設は現状の自校方式を維持することとし、それぞれの学校施設の改修に合わせて実施することとします。 中学校については、亀山中学校及び中部中学校において令和8年2学期からの外部委託による食缶搬入方式による給食開始を目指し、まずは配膳室等必要な施設整備を実施することとし、中長期的な視点からは引き続き給食調理施設の整備を目指すものとします。

第5章 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等

■改修等の整備水準

対象施設の実態やそれぞれの基本方針、文科省解説書を踏まえ、学校施設等に関する統一的な整備項目や整備水準例（表 4）を設定します。実際の対象施設の更新や改修の際には、これらをもとに具体的な検討を行うこととします。

表 4 長寿命化改修等における整備水準例

外部仕上げ	耐候性を持つ塗装、複層ガラスの設置等
内部仕上げ	内装の全面更新、木質化、トイレのドライ化
電気設備	受変電設備の容量アップ
機械設備	省エネ型機器への交換、雨水・中水利用等
附属建物・工作物	耐候性・メンテナンス性が向上する改修等

また、対象施設の更新や改修の際には、今後一層幅広くなると考えられる学校施設等に対する社会的要請に対しても、できる限り応えていく必要があり合わせて検討することとします。

■維持管理の項目及び手法等

各学校施設等の維持管理を効率的かつ効果的に実施するために、点検・評価の目的と周期を表 5 のとおり設定します。

表 5 点検・評価の目的と周期

点検・調査	点検・調査の方針
周期点検	<ul style="list-style-type: none">●不具合箇所を早期に発見するために点検します。●建物自体の点検は、本計画の見直し・改定の際に、劣化状況調査として実施します。●機械設備等の点検は、各機器の保守点検の際に実施します。
日常点検	<ul style="list-style-type: none">●事故防止等の安全管理上、緊急性が高い項目について、日々施設を使う中で点検します。●点検は、「安全で快適な学校施設を維持するために（平成 13 年 4 月文部科学省）」を参考に実施します。

周期点検の点検・評価の項目、調査の方法については、「第 3 章 対象施設の老朽化状況」で用いた、文科省解説書による劣化状況調査票と同様の項目とし、5 年程度毎に見直す本計画と併せて点検することとします。

第6章 長寿命化における実施計画案

■改修優先順位の設定及び実施計画案

(1) 改修等の優先順位付け

◆手順1

緊急に修繕が必要なものについては、個別としてできる限り早急に修繕等を行うこととします。

◆手順2

建設年からの経過年を踏まえ、文科省解説書に基づき新・改築、長寿命化改修、予防改修等を行っていくこととします。

ただし、計画立案当初に改修事業が集中することとなるため、整備必要度が高いものから優先的に順次事業を実施し、特定の年次に事業が集中しないように平準化を図ります。

また、同一の学校内におけるそれぞれの建物の改修等については、事業コストの低減、事業効率の観点から、できる限り同一時期に改修事業を行うものとします。

◆手順3

対象の建物ごとに表6の整備レベルを踏まえ、今後40年程度の長期の利用のあり方を設定します。ただし、5年ごとの計画見直し時等には、再度、廃止や減築等の可能性を考慮の上スケジュールの見直しを行うものとします。

また、安全上の問題や児童生徒数の減少等により、廃止や減築等が見込まれた場合は、その時期を想定の上、必要最低限の修繕等を行うにとどめることとします。

なお、余剰施設等が発生する場合には、公共公益施設としての空き施設の利用の可能性についても検討を行います。

表6 整備レベルの内容

名称	整備内容
新・改築	・ 建築後80年を使用期間として設定し、現在の建物等を取り壊し、新たな建物等を建設、または移転新設等を行うもの。
長寿命化改修	・ 建設後40年を目処として、屋根・屋上、内外壁、床、電気・ガス・水道設備、建具、空調、その他の設備の交換もしくは改修を行い、断熱化や耐久性向上など時代に合った機能アップを図るもの。
予防改修	・ 建設もしくは長寿命化改修後20年を目処として、屋根、外壁、主要設備等の交換、改修もしくは修繕を行うことにより、改修後20年間程度、大規模な改修を行わず、維持管理できるようにするもの。
部位改修	・ 何らかの要因により破損、故障、動作不良等に陥り求められる機能を果たせなくなり、重大な事故等の危険や損失の発生、環境の悪化等が生じる建物部位や設備等について、迅速な対応により、機能を発揮できるように改善するもの。

(2) 実施計画の策定に向けて

次回見直し時期までの直近5カ年の具体的な整備内容を整理した結果を、表7のとおり示します。
 本計画案は、文科省解説書に基づく目視点検やヒアリング等による劣化状況評価の結果や経過年数等を考慮し計画したものとなっています。今後は、この計画案を基に、さらに専門的な調査を行いつつ改修内容や必要経費等を把握し、具体的な年次計画を策定することとします。

表7 直近5か年の実施計画推奨案

(百万円)

事業名称	2026		2027		2028		2029		2030		
	令和8年		令和9年		令和10年		令和11年		令和12年		
	学校名	事業費	学校名	事業費	学校名	事業費	学校名	事業費	学校名	事業費	
新増築事業											
改築事業	68関小学校付属屋	22.0	68関小学校付属屋	22.0							
改築・長寿命化改修等	5亀山東小学校校舎	88.2	5亀山東小学校校舎	88.2	17川崎小学校体育館	92.8	13屋生小学校校舎	246.3	13屋生小学校校舎	246.3	
	6亀山東小学校校舎	115.3	6亀山東小学校校舎	115.3	22野登小学校体育館	53.8	14屋生小学校体育館	74.5	14屋生小学校体育館	74.5	
	7亀山東小学校校舎	140.1	7亀山東小学校校舎	140.1	23野登小学校校舎	129.3	15屋生小学校給食室	8.3	15屋生小学校給食室	8.3	
	8亀山東小学校校舎	51.9	8亀山東小学校校舎	51.9	24野登小学校校舎	67.2	16屋生小学校付属室	9.6	16屋生小学校付属室	9.6	
	9亀山東小学校体育館	107.4	9亀山東小学校体育館	107.4	25野登小学校給食室	11.2	22野登小学校体育館	53.8	34白川小学校便所	1.5	
	10亀山東小学校給食室	13.5	10亀山東小学校給食室	13.5	26野登小学校付属室	4.4	23野登小学校校舎	129.3	35白川小学校校舎	9.7	
	32白川小学校体育館	50.0	17川崎小学校体育館	92.8	84中部中学校校舎	140.7	24野登小学校校舎	67.2	36白川小学校給食室	10.7	
	33白川小学校付属室	1.9	32白川小学校体育館	50.0	85中部中学校校舎	80.3	25野登小学校給食室	11.2	37白川小学校校舎	1.9	
	39白川小学校便所	0.7	33白川小学校付属室	1.9	86中部中学校校舎	73.0	26野登小学校付属室	4.4	38白川小学校校舎	1.9	
	70加太小学校校舎	74.8	39白川小学校便所	0.7	90中部中学校校舎	32.5	34白川小学校便所	1.5	44井田川小学校校舎	237.2	
	71加太小学校体育館	74.8	70加太小学校校舎	74.8	91中部中学校体育館	131.7	35白川小学校校舎	9.7	45井田川小学校校舎	155.2	
	72加太小学校体育館	20.2	71加太小学校体育館	74.8	92中部中学校校舎	20.6	36白川小学校給食室	10.7	46井田川小学校校舎	56.3	
	73加太小学校便所	0.8	72加太小学校体育館	20.2	93中部中学校階段室	2.0	37白川小学校校舎	1.9	47井田川小学校校舎	44.6	
	74加太小学校配膳室	3.0	73加太小学校便所	0.8	95関中学校校舎	11.3	38白川小学校校舎	1.9	48井田川小学校校舎	64.3	
	77亀山中学校校舎	96.8	74加太小学校配膳室	3.0			84中部中学校校舎	140.7	65関小学校校舎	339.4	
	78亀山中学校校舎	178.4	77亀山中学校校舎	96.8			85中部中学校校舎	80.3	66関小学校校舎	65.0	
	79亀山中学校体育館	132.0	78亀山中学校校舎	178.4			86中部中学校校舎	73.0	67関小学校体育館	115.5	
	80亀山中学校校舎	66.5	79亀山中学校体育館	132.0			90中部中学校校舎	32.5	87中部中学校校舎	228.6	
	83亀山中学校校舎	105.4	80亀山中学校校舎	66.5			91中部中学校体育館	131.7	88中部中学校校舎	36.2	
			83亀山中学校校舎	105.4			92中部中学校校舎	20.6	89中部中学校校舎	13.6	
			95関中学校校舎	11.3			93中部中学校階段室	2.0			
	予防改修事業	1亀山西小学校校舎	345.5	11亀山東小学校プール付属室	56.0	94中部中学校相談室	1.2	81亀山中学校事務局	71.5	82亀山中学校校舎	224.9
		2亀山西小学校校舎	330.6	53井田川小学校校舎	15.3					98関中学校校舎	262.9
		3亀山西小学校体育館	138.8								
		4亀山西小学校給食室	22.5								
		64亀山南小学校校舎	4.1								
	改修部位	42神辺小学校付属室	1.5								
		96関中学校校舎	1.0								
	施設その他費	プール整備費	50.0	プール整備費	50.0	プール整備費	50.0	プール整備費	50.0	プール整備費	50.0
経常修繕費		21.3		21.3		21.3		21.3		21.3	
維持管理費		29.4		29.4		29.4		29.4		29.4	
光熱水費・委託費		85.4		85.4		85.4		85.4		85.4	
合計金額		2,373.8		1,705.2		1,038.1		1,368.7		2,394.2	

* 今後は、市の財政状況や予算の平準化等の観点を含め、この案を基に、さらに専門的な調査を行いつつ改修内容や必要経費等を把握するとともに、それぞれ施設の改修優先度を勘案し、具体的な年次計画を策定することとします。

* 長寿命化改修事業については、文科省の要綱等に基づき、学校施設環境改善交付金（補助率1/3）の対象事業となります。

* 状況により、地方債として学校教育施設等整備事業債の活用が可能となります。

■学校施設プール・給食施設の実施計画の策定に向けて

(1) プール整備の方針案

第3次亀山市行財政改革大綱前期実施計画に示される小学校プール施設の統廃合について検討するにあたり、その実施計画案については表8及び図6のとおりです。

表8 プール整備の方針(案)

井田川小学校、川崎小学校、神辺小学校、昼生小学校、野登小学校	改修実施を含め、継続利用する
亀山西小学校、亀山東小学校	市所有プール施設や民間施設との共用を検討
亀山南小学校	昼生小学校との共用を検討
白川小学校	野登小学校との共用を検討(野登小学校を含め川崎小学校との共用も同時に検討)
関小学校	神辺小学校プールや市所有プール施設との共用を検討
加太小学校	市所有プール施設との共用を検討

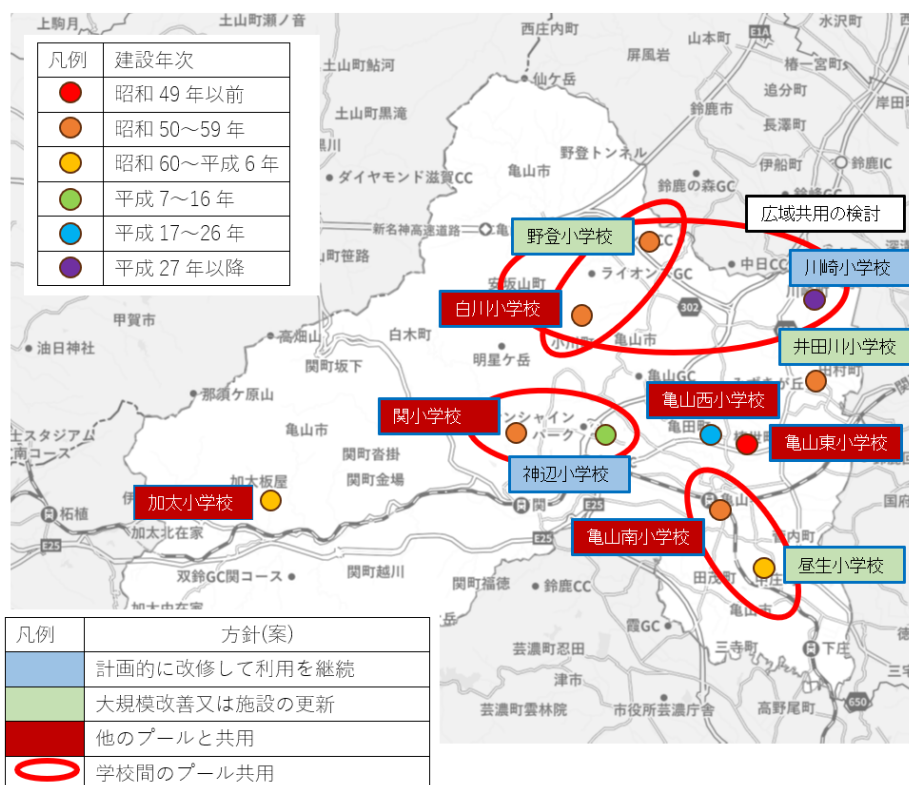


図6 プール整備の方針(案)

(2) 給食施設の整備方向性

給食施設については、「中学校全員喫食制給食実施に係る基本的な計画」（令和 5 年）に示されている内容を踏まえ整備を行うこととします。

小学校給食施設については、表 9 のとおり自校方式を維持し、中長期的には施設の老朽化状況をみながら親子方式など他方式への移行も検討することとしています。

中学校については、令和 8 年度 2 学期からの外部調理委託による食缶搬入方式による給食の実施を目指し、2 中学校への配膳室及び昇降機の設置を行います。また、中長期的には、引き続き給食調理施設の整備を目指すものとし、その方式についてはセンター方式に限るものではなく、関学校給食センターや大規模小学校の調理施設の改修・更新などの本計画に基づく改修の機会において、その時々为学校給食の在り方についても注視しつつ、将来的な財源、人材の確保等を含めたその時々社会情勢に即し、改めて検討するものとしします。

表 9 市内小学校給食に係る今後の方向性(令和 3 年 3 月 24 日)

学校	短期的	中長期的
旧亀山市内9小学校	現行の自校方式	自校方式。ただし、施設の老朽化状況をみて親子方式など他方式への移行を検討
関小学校 加太小学校	現行のセンター方式 (関学校給食センター)	センター方式（関学校給食センター）。 ただし、施設の老朽化状況をみて自校方式など他方式への移行を検討

第7章 継続的運用方針の整備

■情報基盤の整備と活用

本計画の見直しや効果的な運用等を見据え、学校施設台帳等の基礎的資料等を蓄積するとともに、その蓄積されたデータについては、学校施設等の点検・調査、改修・更新等を実施した際には適切に更新し、常に活用できる状態を維持するよう努めます。

■推進体制等の整備

関係部署と一層連携し、修繕内容やスケジュールなど踏まえ計画的に運用していきます。そして、市全体で効果的な公共施設マネジメントに取り組めるよう、全庁的な体制の構築を目指します。

また、学校施設等の日常点検を担う職員に対して、施設管理に関する専門研修への参加を促すなど、本計画を推進していくための体制構築にも併せて努めていきます。

■フォローアップ

学校施設等を取り巻く環境（老朽化状況、学習環境、財政等）は今後も年々変化するものであるため、計画の進捗状況と照らし合わせながら、PDCA サイクルに基づく検証を行い、原則5年程度ごとに計画の見直しを行います。併せて、上位計画である管理計画が改訂された場合や、他施設分類の公共施設との複合化等が検討及び決定がされた場合にも、必要に応じて見直しを行います。

